

司法記者クラブ 記者会見(第1回口頭弁論終了後)

▼ 河合弁護士

市長から、第一回口頭弁論を終えた気持ち感想をお聞かせください。

▼ 市長

35分くらい、私の気持ちをお話しさせていただきました。今まで、断片的にはいろいろな場でお話ししているのですが、まとまってあれだけの時間をお話しさせていただいたのは、初めてだと思っております。自分の思いの丈、100%話すことができたと思っており、ほっとしています。

▼ 河合弁護士

これが市長の意見陳述書で、異例の長さで18ページびっしり書いてあります。

▼ 海渡弁護士

(パネルを出して)一言これの説明をして……。

▼ 市長

最短で23km、海を挟んで遮るものがないので、天気のいいときは函館から大間原発が見えるという位置関係にあります。

以前は10km、EPZの範囲の立地自治体、隣接自治体には建設の同意権を与えられたり、交付金があったり、避難計画の策定義務があり、福島原発事故を踏まえ、これが30kmに広げられたわけです。函館は30kmに一部かかり、40kmになると市街地の大部分、50kmではすっぽり入ってしまうという位置関係にあります。

50km圏内では青森側が9万人、北海道側が37万人です。実際に事故があれば、人口の多い北海道側の被害が大きくなる。それにも拘わらず都道府県が違うとして全くまともな扱いをされていない訳ではありますが、原発事故の被害は県境で止まるということではないので、そんなことはナンセンスだということを申し上げてきております。

避難計画の義務づけは30km圏内に拡大され、函館市もその地域に入りましたが、建設の同意権だけは10km圏内に狭めたままです。避難計画を義務づけるのであれば、同意権も広げるべきだという我々に対し、国はそれを無視しています。そこがこの裁判の一番の争点であり、住民訴訟と違うところである。

避難についても、函館は、実質的に札幌方面に逃げる国道5号しかないのですが、峠があって、ゴールデンウィークや夏休み期間中には渋滞を起こす道路なのです。周辺のまちを含めた35万人が一つの道路で逃げるのは、まず不可能なのです。ましてや車のない人にバスをどれだけ用意すればいいのか。外からバスの運転手は来てくれません。放射能が来ているかもしれない目に見えない恐怖の中にバスを運転して助けにくるのはあり得ないのですよ。人口が2、3万ならなんとかなるかもしれませんが、函館のような人口規模のところでは不可能なのです。そんなところに原発を建てるのかということなのです。

▼ 河合弁護士

説得力ありましたよね。裁判官もよく聞いていましたし、パネルもよく見てましたから。何にも勝る弁論で、弁護士が余計なことを言う必要がないぐらいだったのですが、私が大飯原発の福井地裁判決について説明をし、あの判決は水平展開できる普遍的な理由によっ

て構成されているから、それを是非参考にして欲しいということと、あの判決理由を全部潰さない限り、私たちが負かすことはできないということをあえて言いました。大飯原発の判決は、本当に普遍的な、他の原発にも適用できるものであり、非常に重要だということと、たった1年3か月の8回の口頭弁論であのような判決が出たということも言って、裁判官がダラダラ技術論争に入るのを牽制したつもりであります。

後は訴えの利益と原告適格について、国がいわば官僚的な陳腐な議論をしてきたので海渡弁護士が怒りをもって言い返した。その辺りを海渡弁護士が説明します。

▼ 海渡弁護士

国側はこの訴訟の中身に入ることを非常に嫌っており、本案前で切る理屈として、一つは、法律上の争訟ではない、自治体の公益を守る訴訟なのだからそれを個別利益ではないと言ってます。もう一つは、自治体の財産権というのは、原告適格を基礎付ける権利にはならないと言っております。

確かに地方自治体の存立を維持する権利というのは、新しく打ち立てようとしており、これは市長の強い思いでもあって、自治体の命が奪われてしまうのを止めるために表現した権利なわけですが、もう一つの地方自治体の財産権については、原子炉等規制法が改正されて、法律の保護の目的に入っているわけですね。以前はなかったのだけれど財産権というのがはっきり入った。そしてドイツのミュルハイムケリヒ原発という有名な原発訴訟では、地方自治体が原告適格を認められて勝った例があるということの説明をして、裁判所に対し、少し牽制をさせていただいた。

進行協議の中で、今回はこの本案前の部分について、きちんとした反論を書くようにと裁判所に言われており、電源開発に対しては、本案にかかってくると思いますが、この原発の今までの経緯、具体的な概要などについて説明する書面をつくるようにと言っていました。国に対しては、とりあえず、何もありませんでした。

▼ 河合弁護士

次回が10月29日3時、12月25日3時、3月19日3時という3回の法廷が決まりました。

▼ 海渡弁護士

もっと先まででも良かったのですが、3回入れたということで本案前で切ると裁判所は考えていないだろうと思いました。(河合「切れないでしょ、そんなことあり得ない。」)

▼ 河合弁護士

本案前の抗弁について言うと、本当に形式的で心ない主張だと思いますし、『じゃあ函館市はどうすればいいいいのか、国に文句を言う権利もないのか。』と。浪江町なんかは、住民も四散し、役場も他の市町村に間借りし、あんな風になっても文句言えないのかよということ、そうなるのが嫌だから止めろという権利もないのかということ、怒鳴り返したいぐらい怒りを覚えましたね。

▼ 海渡弁護士

本当に地方自治体の存立が脅かされる事態というのは、今まで原発事故以外では起きていないのですよ。どんなに災害が起きてもそこでまた復活できて再建できているわけで、今日の市長の話の中でも、戦争が起きたってそこで復興でき、地域が半永久的に入れられないような事態は、原発事故以外考えられないのだと。

▼ 河合弁護士

チェルノブイリが実際そうなっていますよね。多くの都市が、人が住めない廃村、廃町、廃市になっていますよね。

▼ 市長

浪江だって事実上そうですよ。意見陳述の中で申し上げたのですが、今まで地方自治体が事実上地上から消え去るといのは原発事故以外になかったのですね。地震や津波のような自然災害で大きな被害はあってもまちを再建することは、何回も経験してきたことなのです。自然災害で永久に住めなくなったまちはないのです。戦争も壊滅的な打撃をまちに与えますけれど、復興できるのです。戦争を繰り返しながらまちを復興してきたわけで、原爆投下のあった広島・長崎でさえ再生できたのです。原発の過酷事故というのは、広範囲に放射能をばらまき、そして半永久的に自治体存立そのものが奪われてしまうという今まで経験したことがない事態だから、法というものがそれを想定していない。けれども、自治体にそういうことが起こり得るといことが、福島で初めて明らかになった。福島の事故を起こして、今の状況の中でその大きな責任のある国が地方自治体にそんな権利はないというのは何の話だと。私には分かりませんね。

▼ 海渡弁護士

国としてはこの原発事故を起こした責任があるわけですよ。そして、市議会全員一致で重大な決意を持ってこの訴訟を起こしているときに門前払いしろというそんな恥ずかしいことをよく言うなど。本当に地方自治体の声に耳を傾けるつもりが少しでも国にあるのだったら、少なくとも法廷でこの論争を受けて立って、中身のある反論をしてみせるべきではないかということ強く申し上げました。

▼ 市長

私が、反原発・脱原発を唱えて先頭に立ってやっているとと思っている方がいらっしゃいますが、私は、函館市長として、反原発・脱原発で原発というものを論じたことはありません。あの福島事故を起こした我々世代の責任として立ち止まってきちんと考えてみようということを一貫して申し上げてきたのです。だから私が訴えているのは、原発を急にやめろということではなくて、無期限凍結なのです。頭を冷やしてもう一度考え直してみようということなのです。

多くの国民、そして市民が不安を多く抱えているわけですが、国や事業者がそれに対し真摯に向き合っていないのですね。だからいつまで経っても不信感というのが拭い切れないわけで、もっと丁寧な対応をすべきだということずっと申し上げてきています。今の国や事業者、電源開発だけではありません、そういう努力姿勢というのが全く見られないというのが本当に残念に思っており、その点を一番怒っています。

▼ 幹事社

本案前の答弁をお聞きになって、どのようにお感じになったか。

▼ 市長

海渡先生もおっしゃっていましたが、やっぱり姑息ですよ。正面からきちっと向き合っていない、だから真摯な態度がみられない。そういうことばかりやっているから国民的な理解が得られない、不信感が解けないという状況なのです。原発をどうしてもやりたい、そして、自信を持って安全性もある、手続き手順もいいのだというならば正々堂々と向かって

くるべきなんですよ。だけれど、今の手続き手順のデタラメさであれば、そこに入っていくとお手上げになるから結局入口でなんとか止めたいというわけでしょう。それがミエミエですよ。本当に姑息ですよ。国ともあろうものが、自治体相手にそんなことをすべきではないですよ。もっと真正面から闘ってほしいですね。自信をもって。

▽ 幹事社

次回、それに対して論理的にはどのような反論を想定されているのか。

▼ 海渡弁護士

だいたいのあらすじは今日の法廷で述べたとおりですが、地方自治体の存立を維持する権利は確かに新しいものですが、それは地方自治体が崩壊の淵に瀕していることが現にこの日本でもおきており、そういうことを避けることを地方自治体の長ができなくてどうするのかというのが大きな議論となります。

もう一つは地方自治体の財産権、財産の価値を失うという事態を避けるためということ。確かに今までの原子炉等規制法には財産権の保護という目的がなかったのですが、今回の事故を踏まえて法改正されて財産権の保護という目的が入ったのです。現にドイツでも財産権の保護を目的として、地方自治体の原告を認め、さらに地方自治体を勝訴させた例があり、そういうものに照らしてみれば、国の本案前の答弁は必ず覆されると思っております。

▽ 幹事社

大飯の判決について陳述されたが、これは参考資料であるのか。

▼ 河合弁護士

まだ証拠の番号の付け方が決まっていないのでとりあえず参考資料として提出した。判決自体が証拠になるかというところと少し微妙なところがあって、判決というのは裁判所間でいつでも見られるわけで、参考資料とすることもけっこうあるんですね。それはそれでいいですが、とにかくよく読んでくださいという話をしたのです。

▽ ザプレスジャパン

市長には大飯原発の感想を。海渡弁護士には、今回安倍内閣で集団的自衛権が容認されたのですが、大間原発が建設されてしまうとテロの脅威が高まるのではないかと思うがその点についてご意見を伺いたい。

▼ 市長

大飯の判決については、裁判所も、私と同じように安全神話を信じていた福島原発事故前とあの現実を見た時点で、考え方もずいぶん変わったのだらうと思っておりますし、事故後に起こされた訴訟で、初の判決で、中身についても非常に参考になりますし、私たちが申し上げていることもダブっています。住民訴訟と我々の訴訟とは違いますが評価できる判決だと思っております。

▼ 海渡弁護士

工藤市長の意見陳述の中でも『テロ対策ができていないのではないかと、テロの攻撃の標的になりやすい。』と述べております。その理由として海峡が公海になっていて、そこから非常に短距離で入ってこられるということを強調されており、訴状の中でもテロ対策上の

不備ということをかなり重要争点としております。そういう意味でも珍しい訴訟でもあります。

▼ 河合弁護士

どの辺が公海・・・

▼ 市長

(パネルを使い)大間原発と国際海峡といわれる公海の部分までは5.5キロしかないのですね。普通は12海里22キロ領海があるのですが、ここだけは、どの国の船でも、テロ船でも不審船でも通れるのですね。日本の原発は海に面しており、テロやミサイルに対しては危険なところに造っているのですが、大間はフルモックスで他の原発に比べて破壊力が大きい、まして海からも狙われやすいという弱点を抱えた世界一危険で、世界一テロに弱いという原発になるのです。

(河合弁「時速60キロで走ったら・・・」)5分で来てしまう。止めるヒマも何もないですよ。いつも海上保安庁なりが守っているわけではないですから。アメリカは9.11以降テロ対策もやっているのだけれど、日本は集団的自衛権といいながら、こういうことへの安全保障、安全政策は何も考えていないですね。

▼ 海渡弁護士

ドイツの最新の原発裁判、原発に敷設されている使用済み燃料プールの差し止めを求めた訴訟で、テロ対策が不備であるという理由で差し止めの判決が出ているのですね。シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州というところにできる使用済み燃料プールなのですが、ドイツの場合は航空機がテロ目的で突っ込んできてもそれに耐えられる設計にしなければならないとなっており、エアバスのA380という最新で大型のものに対する防御設計がされていないという理由で差し止めを求めた。テロ対策で現実には原子力施設への訴訟で勝った例があるということなので、この点については市長も重視されていると思うので大きな争点にしていきたいと思っています。

▼ 市長

福島原発事故で分かったことは、原子炉をミサイルとか爆発物で破壊する必要はないのです。電源を切ってしまうと終わりなのです。中に入り込んで作業員を殺すか追い出すかして、全部電源を切り、自爆するつもりでそこに居座ってしまえば、勝手にボーンと行ってくれるのです。原子炉に突っ込んでくる必要はないのですよ。電源切って水を止めてしまえば終わりなのです。それが福島の事故でわかったことではありませんか。

▽ 北海道テレビ

市長に対し、東京地裁に訴えを起こしたという意義を改めてお聞かせ願いたい。

▼ 市長

国に対しては青森か東京に限られ、函館地裁に訴えられないということもあったのですね。全国的に応援をいただかないと、なかなかこの訴訟は勝つのも難しくなってくるだろうという意味で、より注目を浴びる東京地裁となった。函館で訴えることができても、これほど多くの皆さんには来ては頂けない。青森でもそうですし。大間原発というのは、既存の多くの原発と違って、建設中なので、なかなかご理解いただけない。それを全国に理解してもらうためには東京地裁のほうが良かったのだらうということで、今考えても正解だったと思っています。

▽ 北海道テレビ

注目がかなり集まっているという実感ですか。

▼ 市長

全国的に放送もしていただいていますし、北海道であれば数多く放送していただきましたし、そういう意味では考えたとおりであったと思っています。

▽ 北海道テレビ

河合弁護士にお尋ねしますが、大飯判決がこの訴訟に及ぼす影響について改めて教えていただきたい。

▼ 河合弁護士

極めて大きな影響があると思います。あの判決に10ぐらい差し止める理由が書いてあるのですが、そのうち9ぐらいは大間原発に適用できます。例えば使用済み燃料プールが堅固な建物で覆われていないとか、基準地震動を超えるおそれがあるとか、ほとんど適用があるので非常に重要だと思うし、裁判のやり方にも影響があるのではないかと思います。昔風に甲論乙駁技術論争を尽くして、御用学者を呼んで、反対派学者を呼んでという従来のパターンじゃないわけですよ。だから僕はあえて、1年3か月で8回の口頭弁論であんな判決がでたということを使った。たぶん僕が裁判官であったら、『そうかそんな簡単な方法で原告を勝たせられるんだ』と思いますよね。原告を勝たすには、今まで勇気と手間がかかったのですが、この論理で行けば簡単だと思えるのですよね。やっぱり、自分が書いた判決で原発が事故を起こしたら、終生、歴史に名を残しますから、嫌だろうと思うんですよ。だから勝たせるために簡単な方法が見つかったのだということあえて言ったのです。そういう意味でもすごく影響があると思います。

志賀原発の判決を書いた井戸さんがいらっしゃるので今の点についてお考えを。

▼ 井戸弁護士

3. 11の後、裁判所がどう変わるかというのは、いろいろな考え方が拮抗していて、裁判官同士で話し合う機会もあるのでしょうかけれども、どちらの流れにいくのかというのは、まだ見えていない状況だったということですね。そのなかで最初の本案判決で、あのような判決が出たということは、他の原発訴訟を担当している裁判官に与える影響というのは非常に大きくて、どのような結論をとるにしても、あの判決は意識しますから。あそこで書かれていることに、もし逆の結論をとるのであれば、あの理屈を全部否定しなければならないのですね。簡単に書いてあるようで、文章も少ないのですけれど、そこで展開されている論理というのは、しっかりした事実をもとにして書いているので、それひっくり返すのはそんなに簡単なことではないですね。そういう意味で今後の各地の原発訴訟に与える影響は非常に大きい。僕はあの判決を読んで、元裁判官という立場からものを見てしまうので、裁判官が矜持を示したと。3. 11の後、司法というのは非常に広範な方々から批判されました。3. 11を起こした責任は、政財官は当然ですが、マスコミ、学者そして司法にも責任があると言われました。今後司法が原発の問題にどう取り組んで行くのかというのは、担当している裁判官はそういう問題を意識しながら、自分がどういう判決をするのかを考えていると思います。その中であのように非常に短い時間で、思い切った、そして自分の価値観をある意味で堂々と書いた。そこに裁判長の覚悟、矜持を私は強く感じ、非常に感銘を受けま

した。

▼ 河合弁護士

簡単だけど覆しにくいといった論理の例は、10年間に5回も基準地震動をオーバーした実例があるでしょう。それ自体が怖いじゃないですか。基準地震動は、全ての耐震設計のスタートラインですから、そこが狂っていたら耐震設計は全部パーになるわけですよ。それが10年で5回も例があった。そのこと自体でもうダメでしょうということも、何故そうなったかという理由の言い訳を推進派はするのですよね。そこにズルズル引き込まれると訳わからなくなる。でも、そういうことは学者さん達が研究しなさい、裁判所は関係ありませんとやると、論より証拠で押さえながら、科学論争の迷路に引きずり込まれないという非常に巧みな議論をしている。もう一つは、被ばくの問題についても、低線量被ばくは、甲状腺がんなどと因果関係はあるかという論争があるではないですか。被ばくを恐れるのは、恐れる方が悪いんだという議論と実際しきい値がなくて正比例で障がい起きるのだという2説が拮抗していて、それに対しても、あの判決は立ち入っていないのです。だけれど、とにかく被ばくを恐れてふるさとを離れる人たちがいっぱいおり、その結果ふるすとは崩壊しているでしょうと。14万人もそれを恐れて戻っていないのですよと。だから被ばくが害を及ぼすかどうかは置いておいて、被ばくを恐れること自体が放射能の被害なんだという、そのような科学的論争を避けながら、しかし、覆しにくい、反論しにくいことで原発の事故の恐ろしさをきちんと認定しているというすごいところがある。あの判決は井戸さんが言うように本当に良く考えてあって、それを科学的ではないという科学者は、実はあの判決をよく読んでいない、よく読んでいたら反論できるはずがないということでもあります。

▼ 望月弁護士

函館市に対しメールがたくさん来られているのを、市長はご覧になってなにかコメントがあれば。

▼ 市長

市内だけではなく全国から多く、あるいはフランスやヨーロッパ在住の方々からも送られてきています。寄附金は2500万円を超えていますね。まだまだ市内の団体でこれからというところもありますし、スーパーの『コープさっぽろ』が函館市を支援するために、店舗毎に全道で、募金箱を置いて200万円を集めることを始めております。まだまだ寄附や声援を寄せてくれる人がいらっしやると思っています。

▽ 北海道新聞

法廷で海渡先生が反論されたとき、国が異例の意見陳述とおっしゃっていたが、異例の意義と異例の意見陳述をなぜ行ったのか。

▼ 海渡弁護士

国はこのような主張はしてくるのですが、異例という意味は、普通は書面を読み上げたりはしないのです。一部の電力会社は時々読み上げたりはするのですが、基本的に被告側は法廷で声をあげないということは、むしろ何もしなければ勝てると高を括っている部分があると思います。今回函館市の訴えが、ボディブローのように効いて、何か言わずにいられないというか、このまま放っといたら負けちゃうんじゃないかと思うから、口頭で意見陳述するというかなり異例の対応をしてきたのだと思います。

あのままにさせておきたくはなかったのので、言い返した。短い時間でしたが恥ずかしいことは言うなど、国自身がちゃんと論争を受けて立つべきだと。門前払いしろと今時言っているわけで、本当に時代錯誤だと思って反論したところですよ。

▼ 河合弁護士

もう一つ、原子力村が息を吹き返していることの一部だと思う。3. 11の直後にこの裁判を起こしていたら、あんなこと言えませんよ。凶に乗って、今、再稼働優勢のような雰囲気でしょ。その中で『やってやれ』みたいな、『黙っているわけにはいかない』みたいな、奢りとかさに掛かってきているところもあるのではないかと考えている。それはこちらから言い返さないといけない。